

核兵器・核実験モニター

NUCLEAR WEAPON & NUCLEAR TEST MONITOR

●発行所 平和資料協同組合(ピースデポ)/PCDS(太平洋軍備撤廃運動:
Pacific Campaign for Disarmament and Security)
〒223-0051 横浜市港北区箕輪町3-3-1 日吉グリーネ102号
TEL:045-563-5101 FAX:045-563-9907 E-mail:peacedepot@y.email.ne.jp

●編集責任者 梅林宏道

●郵便振替 口座番号:00280-0-38075 加入者名:平和資料協同組合

毎月2回1日、
15日に発行。

1996年4月23日第三種郵便物認可

72^{98/7/1}

¥100

国際刑事裁判所(ICC)設立会議始まる

日本、核兵器の非合法化求めず

戦争犯罪などの国際法違反の犯罪を犯した個人を裁く常設の国際機関である国際刑事裁判所(ICC)を設立するための外交会議が、6月15日ローマで始まった。ICCの対象犯罪に「核兵器の使用」を含めるかという議論(本誌60/61、69号参照)が、本格化している。その中で日本政府は核兵器を含めることにきわめて慎重な姿勢を示している。

(1)「現行法」にこだわる 日本政府

ローマ会議への日本政府の代表団は、小和田恒国連大使と瀬木博基イタリア大使を代表として13名。代表代理に長嶺安政・外務省条約局法規課課長、顧問に芝原邦壘・東大名誉教授、真山全・防衛大学校教授(国際法)、その他随員として大使館書記官や法務省・外務省職員計8名がついている。

小和田大使は初日、16ヶ国代表のうちの一人として一般演説をした。この中で大使は、ICCが管轄権をもつ「戦争犯罪の範囲」は、「紛争法に違反する罪として確立されたものであって、現存する国際法規が犯罪と認定しているものであるべきだ。国際慣習法の一部としてすでに見なされているものも含まれるべきだが、国際慣習法の一部としてすでに具体化されたとは見なせない罪については含まれるべきではない」と述べた。核兵器の使用と威嚇は「一般的に国際法に違反する」と、国際司法裁判所(ICJ)が96年7月に勧告的意見を出している。しかし日本政府は国内において、「核兵器の保有、使用は違憲ではない」としている(2ページ資料参照)ことなどから、この表現は、核兵器をICCの対象犯

罪に含めることへの消極的姿勢であると
言える。

(2)「核は犯罪」を求める 非同盟諸国

いっぽう、2日目にはインドネシアのムラディ大使が39ヶ国代表のうちの一人として一般演説をした。大使は、「対象犯罪ははっきりと項目化され定義づけられるべきである」とし、「非同盟諸国の立場

として、戦争犯罪の中に侵略の罪および核兵器の使用と威嚇を含めることを強く支持する。これらは、どのようなつり合いまたは軍事的必要性をも越えて、過剰な危害、生命の損失、一般市民への損害を与えることは否定できない」と述べた。

(3)活発なNGOの参加

ローマ会議には多数のNGOが参加し、本会議場での発言が連日認められてい

「アボリション2000」緊急呼びかけ

「新アジェンダ連合」支持

日本政府に要請を

草の根の声がわき起こるとき

アイルランド、南アフリカなど8カ国外相が「新アジェンダ連合」を結成して、核兵器廃絶への強い「政治意志」を示したことを、本誌前号で紹介した。その声明文「核兵器のない世界へ:新アジェンダ(議事次第)の必要性」の全訳を2-3ページに掲載する。

インド・パキスタンが核実験を行って以後の核兵器廃絶の緊急性を示す行動として、新アジェンダ連合は高く評価できる。その一方で、政治意志を世界的なものに成長させる道筋が必ずしも明ら

かではない。いまもつとも必要なことはアボリション2000参加団体が強い反応を起こすことであり、草の根の声がわき起こることである。

ジュネーブ会議でアボリション2000に「暫定調整委員会」が選出された(梅林宏道もその一員)が、暫定調整委員会は1000を越える参加団体に、「各国政府に声明への支持を求める」行動を起こすよう、電子メール、もしくは郵便で訴えることになった。日本でもこのことを訴えたい。(梅林宏道)▼

る。ロビー活動も盛んに行われている。
NGOが提起している主要な争点としては、本誌69号で挙げたICCの安保理や国家からの独立性、検察官の独立調査権限などをめぐる問題のほかに、紛争

における性犯罪を裁けるかという問題がある。性犯罪に対処可能な機関となるために、犯罪被害者への特別な配慮の必要性や、法律専門顧問の任命、さらには被害者が広範な賠償(原状回復、補償、名

誉回復などを含む)への権利をもつべきだといった主張がある。
会議は、全体会議と各作業班が同時並行に続けられ、7月17日に閉会する。(川崎哲) ㉓

資料

「核使用は合憲」とする政府答弁

1998年6月17日、参議院予算委員会総括質疑

○高野博師委員(公明):核兵器と憲法の関係についてお伺いします。(中略)憲法上核兵器を持つということが許されるのかどうか…。
○佐藤謙防衛庁防衛局長:…純粋な法律論からすれば、自衛のための必要最小限度を超えない…範囲にとどまるものである限り、核兵器であると通常兵器であるとを問わず、これを保有することは同項(憲法第9条第2項)の禁ずるところではない、こういうふうに解しているところでございます。(中略)
○高野:それでは、核兵器の使用について、憲法からいうとどういう解釈になりま

すか。(中略)
○大森政輔内閣法制局長官:…昭和53(1978)年3月31日の参議院予算委員会におきまして、当時の…真田法制局長官から「核兵器の保有に関する憲法第9条の解釈について」という文書に基づく説明をしております。
その要旨は…自衛のための必要最小限度を超えない実力を保持することは憲法第9条2項によっても禁止されておらないということから、論理的な帰結として、要するに、右の範囲にとどまる限りは核兵器であるからといって禁止されていないと。(中略)

○高野:僕は、保有じゃなくて使用について聞いているんです。
○大森:核の…保有との関係において先ほど述べられました法理は、純法律上の問題としては使用との関係においても妥当するものであろう…と思います。(中略)
○高野:…核保有に関する政府の解釈は、使用についても妥当するということである。使用もできるということによろしいでしょうか。念のため確認します。
○大森:先ほど引用いたしました昭和53年3月31日の当時の真田法制局長官の見解をベースといたしますならば、核兵器の使用も我が国を防衛するために必要最小限度のものにとどまるならば、それも可能であるということに論理的にはなるかと思えます。

「新アジェンダ連合」声明(全訳)

核兵器のない世界へ:新しいアジェンダ(議事次第)の必要性

1. われわれ、ブラジル・エジプト・アイルランド・メキシコ・ニュージーランド・スロベニア・南アフリカ・スウェーデンの各外務大臣は、核兵器国または、核不拡散条約(NPT)に加盟していない三つの核兵器能力国によって、核兵器が無期限に保有されるという展望、およびそれに伴う核兵器の使用または使用の威嚇の可能性に見いだされるような、人類への継続的な脅威に関心を抱いてきた。このような状況は、インドとパキスタンによって最近実施された核実験により、ますます深刻になってきている。
2. われわれは、キャンベラ委員会がその声明において表明した以下のような結論に、完全に同意する。すなわち、「核兵器を永久に保有しつつ、偶発的にも決定によってもそれを使用しないことが可能である」という議論は、信頼性を欠く。唯一の完全な防御は、核兵器を除去し、核兵器が再び製造されないと保証することである」。
3. われわれは、国際連合総会が、すでに1946年1月、その最初の決議において、「核兵器およびその他の主要な大量破壊兵器を各国の軍備から除去すること」を提案するよう、委員会に全員一致で要請したこと

を、想起する。1972年・1993年の条約により、化学・生物兵器をすべての国に完全に禁止するという結論に、国際社会が達したことは喜ばしいけれども、同時に、同様の目的でなされてきた核兵器に関する無数の決議や発議が、過去半世紀にわたって実現していないままであることは、嘆くべき事実である。
4. 核兵器国および三つの核兵器能力国が、そのような根本的で必要な行動を起こそうとしないこと、すなわち、彼らが保有する核兵器および核兵器能力を、直ちに、最終的、完全に廃絶することを明確に誓約しようとしないうことについて、われわれはこれ以上容認できない。われわれは、そのような措置を即座にとることを、これらの諸国に要求する。
5. 国際連合加盟国の大多数は、核兵器およびその他の核爆発装置を、受領あるいは製造せず、その他の方法で入手しないということについて、法的拘束力のある約束をしている。このような試みは、それに対応するような、核軍縮を追求するという、核兵器国の法的拘束力を持った約束を背景として、なされたものである。核兵器国が、

その核兵器を完全に廃棄するという緊急の約束としての、条約上の義務にとり組もうとしていないことについて、われわれは深く憂慮している。
6. これとの関係で、われわれは、1996年勧告的意見における、国際司法裁判所の全員一致の結論を想起する。それによれば、厳密かつ効果的な国際的管理のもとで、あらゆる側面における核軍縮に至るため、誠実に交渉を追求し締結に至らしめる義務が存在するのである。
7. 現在の危機が、核兵器を永久に廃絶し禁止する唯一の機会を提供しているのであるから、限らない将来にわたって核兵器の保有が正当であるというような見通しを持って、国際社会は、三千年紀に突入してはならない。それゆえわれわれは、核兵器国および核兵器能力国のそれぞれの政府に対して、おのおのが持つ核兵器および核兵器能力を廃棄することを明確に約束し、その実現のために必要な実際的手段と交渉を、即座に開始することに同意するよう、要求する。
8. 核兵器の完全な廃棄に至るための、このような試みの結果として生じる措置は、

大石芳野



東京に生まれる。大学卒業後、ドキュメンタリー写真に携わっている。著作に「夜と霧は今」「沖縄に生きる」「カンボジア苦界転生」「HIROSHIMA半世紀の肖像」「小さな草に」など。芸術選奨、日本ジャーナリスト会議、日本写真協会、その他受賞。

わたしたち日本人は原爆の恐怖を誰よりも強く深く知っているはずだ。けれど実際には、ヒロシマ、ナガサキ、ヒバクシャ、という言葉にアレルギーをもよおす人が少なくないように思う。

ソ連が崩壊したことで冷戦構造が解体し、今ではアメリカに対する批判を、「ソ連を利する」とか「あなたはアカか」などのヤユはなくなったといえるだろう。(その反面、嫌米派や国粋主義者が増えつつある。)

かつては、アメリカと日本政府に遠慮し

被爆国のわたしたち

ながら、原爆がまるで自然現象だったかのように、苦渋の体験を語ったヒバクシャが多かった。意識の不自由さに戸惑いながらも、政治的な渦に巻き込まれたくない、あるいは利用されたくないと思う人たちの気持ちが、痛いほど感じられた。

かれらの気持ちを弄んだ戦後の長い歴史の後遺症が、一人ひとりの気持ちの奥に残っている。それだけに、私と話していても「アメリカ」という主語を除こうとしていることが読み取れた。

かれらは、世間からレッテルを貼られることを怖がった。線引きされ、指を差されることは、二重三重の差別につながったからだ。長年、ヒバクシャの話しを訊ねたりカメラを向ける私に対しても、そうした類の見方は避けられなかった。

今はどうだろうか。冷戦時代と違って自由になったはずだ。けれど、「原爆は悪だ」とか「核実験を中止せよ」との声はまだまだ小さい。

露骨なまでのレッテル貼りはなくなったも

の、今でもわたしたちは確かに意識の硬直を引き摺っている。「政治的なことが好きなんですね」とか「イデオロギーの匂いがする」などとうそぶく。日本は被爆国であることを、国際社会で堂々と主張したり、核保有大国に対する批判に迫力がないのは、こうしたわたしたちの日常のせいかもしれない。

インドやパキスタンが核実験に走ったのも、核五大国が削減しないことが大きな原因だろう。日本の、とりわけアメリカへの遠慮が、無数の小国を各保有国へと導く可能性をはらんでいる。

わたしたち一人ひとりの意識が、ヒバクを避けて通りたい、さらには戦争の加害はなかったと思いたい方向へと傾く限り、今日の核の問題も解決に向かわない。

核実験の制止ができることに、唯一の被爆国である日本の役割は大きい。わたしたちが、本気で立ち向かおうとしない限り、あの巨大な国々を揺るがすことは到底できないことだ。

もっともたくさんの核兵器を備蓄する国々からまず、始められるであろうということに、われわれは同意する。しかしまた、そのような措置が、より少ない核兵器を備蓄する国々の措置と切れ目なく適切につながることの大切さを、われわれは強調する。核兵器国は、このために措置をとることを、即座に考慮し始めるべきである。

9. この関係で、われわれは、STARTのこんにちまでの成果および将来の約束を、ともに歓迎する。それは、二国間、ひいてはすべての核兵器国を含む多国間のしくみであり、核兵器の廃棄をめざして企図された、核兵器の実際の解体・破壊という目的にとって適切といえる。

10. 備蓄核兵器を現実に廃棄し、そのために必要な検証体制を開発するには、時間が必要とされるだろう。しかし、核兵器国が即座にとることができ、またとるべきである多数の実践的措置がある。われわれは、それらの国に、核兵器の警戒解除や不発化に着手することによって、一触即発の事態をなくすよう要求する。またそれらの国は、展開された基地への非戦略核兵器の配備をとりやめるべきである。そのような措置は、継続的な軍縮の努力のためになる諸条件をつくり、偶発的あるいは偶然的、非公権的な核攻撃を防止する助けとなるだろう。

11. 核軍縮の過程が進展するために、三つの核兵器能力国は、明確にかつ緊急に、それぞれの核兵器の開発・配備の追求を留保し、核軍縮に向かう国際社会の努力を

害するような、いかなる行動も慎まなければならない。われわれは、それらの国およびすべての未加盟国に対してNPTに加盟し、その条約への加盟に伴って必要とされる措置をとるよう要求する。われわれは、同様に、包括的核実験禁止条約(CTBT)に、即座にかつ無条件に、署名・批准することを、それらの国に要求する。

12. 核兵器およびその他の核爆発装置のための核分裂物質の製造を、国際的に禁止すること(カットオフ)は、核兵器の完全な廃棄に向かう過程をさらに下支えするものである。1995年にNPTの締約国によって合意されたように、そのような条約に関する交渉が即座に開始されるべきである。

13. 軍縮の措置のみでは、世界から核兵器をなくすことはできない。核兵器の拡散を防止する、実効的な国際協力が不可欠であり、とりわけ核分裂物質およびその他の核兵器の部品に対する管理の拡大を通じて、そのような協力は増進されねばならない。新しい核兵器国や、核兵器を製造あるいは入手しようとする状態にある非国家主体が登場すれば、核廃棄の過程は深刻な危機にさらされる。

14. 完全な備蓄核兵器廃棄に至るまでの間、そのほかの措置もとらなければならない。核兵器国が相互に第一使用をしないことを保証することや、非核兵器国に対して核兵器の使用やその威嚇を行わないこと、などといった、いわゆる消極的安全保障に関して、法的拘束力を持った制度が、発展

せられるべきである。

15. 南極条約と同様に非核地帯をもうける諸条約、すなわち、トラテロコ条約・ラトロンガ条約・バンコク条約・ペリダバ条約の締結により、核兵器は、世界全体から着実に排除されてきた。そのような非核地帯を、とりわけ中東や南アジアなどの緊張状態にある地域において、さらに追求・拡大・設定してゆくことによって、核兵器のない世界という目的に向けて、大きく貢献することになるだろう。

16. これらの措置はすべて、不可欠の要素であり、核兵器国自身によって、あるいは、核兵器国と非核兵器国とが協力して、並行的に追求されるものであり、またそうされるべきである。そうすることによって、核兵器のない世界にいたる道程が示されるであろう。

17. 核兵器のない世界を維持するためには、普遍的で多国間で交渉された条約や、相互に補強しあう一連の条約体系が、それを支える必要があるだろう。

18. われわれに関していえば、これまで述べたような目的を追求するための努力を惜しむことはない。われわれは、共同して、核兵器のない世界という目標を成就する決意である。核兵器後の時代への断固として迅速な準備を、いま始めなければならない。われわれは固くそう信じる。

1998年6月9日

(訳:西平等)

日誌

1998.6.6~6.20

(作成: 笠本丘生、田中利昌)

CD=ジュネーブ軍縮会議/CTBT=包括的核実験禁止条約/G8=主要8カ国/IAEA=国際原子力機関/ICC=国際刑事裁判所/KEDO=朝鮮半島エネルギー開発機構/NPT=核不拡散条約/START=戦略兵器削減条約/WB=世界銀行

- 6月6日 パ・シャリフ首相、印に対し、南アジアの軍拡競争終焉のための話し合い呼びかけ。
- 6月6日 印バジバイ首相、カンミール問題の「第三者の調停は断固拒絶」と明言。
- 6月6日 国連安保理、印バ非難しNPT体制堅持など求める日本主導の決議案採択。全会一致。
- 6月7日付 パ・シャリフ首相、UAE国営紙に、印との対立が核戦争をもたらしかねないとの懸念表明。
- 6月8日 印バジバイ首相、7月の南アジア地域協力連合首脳会議の際、パ・シャリフ首相との会談の意向表明。
- 6月8日 小渕外相、KEDOによる軽水炉提供の費用のうち、10億ドル負担する考え公式に表明。
- 6月9日 アイルランドなど非核8カ国、「新アジェンダ連合」声明。(本号、71号参照)
- 6月9日 イラク・フセイン大統領、印バに送った書簡公表。核実験に理解を示す。
- 6月10日 印バジバイ首相、今後、模擬核実験規制含むCTBT修正など進める考え表明。
- 6月10日 ストックホルム国際平和研究所、印バ核戦争の可能性を警告。
- 6月10日 パは「これ以上の核実験すべきでない」が70%。同国内世論調査会社発表。「印がやるなら継続すべき」は85%。
- 6月10日 米國務長官、包括的軍縮・兵器不拡散政策表明。上院によるCTBT早期批准承認など。
- 6月10日 ゴルバチョフ氏、会見で、印バ核実験に関し「米口が悪例つくった」と指摘。
- 6月11日 橋本首相、印バ核実験に対する包括的核軍縮・廃絶政策表明。
- 6月11日 パ、駐バ印大使通じ、対話再開求める考え正式に伝える。
- 6月11日 パ、核実験の一時的凍結宣言。
- 6月11日 CDでブラジル、非同盟諸国代表し、核軍縮検討する特別委員会早期設立要求。
- 6月11日 米、60年代に南太平洋で実施した大気圏、電離層での核実験の様相を収めたフィルム公開。実験の失敗例も記録。
- 6月12日 G8外相会議、ロンドンで開催。印バ核実験非難し、核不拡散体制堅持うたう声明発表。
- 6月12日 小渕外相、国連総会に提出する核軍縮決議案について、「究極的廃絶」より近い将来の目標検討、決議案へ盛り込む可能性に言及。

お詫び

「クリステンセン報告」解説(下)は前号で予告したにもかかわらず、今月号でも掲載できませんでした。大変申し訳ありません。次号以降に必ず掲載いたします。ご期待下さい。

- 6月12日 IAEA、定例理事会、印バ核実験非難の議長総括承認し閉幕。
- 6月12日 駐米中国大使、日本の「核の傘」は中国にとって脅威、と言明。
- 6月12日 ウクライナの外相、核不拡散への取り組みなど積極的な非核外交展開の意向表明。
- 6月14日付 第五福竜丸被爆以降、日本が独自の反核外交模索。公開された外交文書で判明。
- 6月15日 ICC設立のための外交会議、ローマで開催。(本号、69号参照)
- 6月15日 パ・プット前首相、米大統領や国連安保理に書簡、印バ間での核戦争の可能性警告。
- 6月15日 スイス、印バへの軍需品輸出無期限禁止発表するコミュニケ。
- 6月16日 今月末の米中首脳会談に向け、米が戦略核の照準は必ず協定を中国に働きかけ。米国防総省明かす。
- 6月16日 ICC外公会議でインドネシア、核兵器による威嚇と使用を対象犯罪に含めるよう主張。
- 6月17日 中国、「核(軍民)両用品および関連技術の輸出管理条例」公布・施行。
- 6月17日 大森・内閣法制局長官、参院予算委で、憲法上は日本も核兵器使用可能との見解明かす。(今号参照)
- 6月18日 英は来月、戦略原潜搭載のトライデントミサイルの核弾頭半減を発表。英紙報道。
- 6月18日 パ外務省、11日の核実験停止宣言は「当面」と解釈する声明。将来の核実験再開示唆。
- 6月18日 中国外務省、米中の核兵器の照準は必ず協定で「先制不使用の合意が先」と語る。
- 6月18日 米、印バ両国への制裁措置発表。両国政府への援助や民間銀行の融資停止など。
- 6月18日 地上配備戦域核全廃などの米プッシュ提案に沿い、在韓米軍の核兵器撤去が91年11月開始。機密解除の公文書で明らかに。
- 6月19日 中国の「核の傘」脅威論に米國務次官補が「防衛的な性格」と反論。
- 6月19日 パ・シャリフ首相、「近い将来核実験をする意図はない」と語る。

沖縄

- 6月8日付 金武町・米軍基地問題調査特別委、実弾砲撃演習の本土移転先の視察報告書作成。
- 6月8日 軍用地主等地主連合会、防衛庁などに賃貸料の増額措置を要請。
- 6月8日 北谷町長ら、県に、パラシュート降下訓練中止を日米両政府に働きかけ要請。
- 6月9日 県議・米軍基地関係特別委、降下訓練に関する意見書・抗議決議の本会議提案を全会一致で決定。
- 6月10日 県国際都市形成推進室、「県駐留軍用地等地権者意向調査」発表。「返還後の生活に不安」が8割。
- 6月10日 WBにドック型揚陸艦ジャーマンタウン、強襲揚陸艦ベローウッドが入港。
- 6月12日付 95年9月の少女暴行事件で、被害者側と米政府で示談成立していたと判明。
- 6月14日 上原衆院議員、知事選に前向きな発言。
- 6月15日 大田知事、知事選立候補正式表明。
- 6月16日 WBにドック型揚陸艦ダビュック入港。
- 6月16日 那覇軍港使用手続き簡素化などの上原議員の要請に小渕外相、前向きに対応と発言。
- 6月17日 県や嘉手納町、合同の航空機目視調

毎月第2日曜定例 公開DS研究会

次回

世界の核弾頭全データ(97末)

天然資源保護協会「テイキング・ストック」(98年3月)より

報告: 梅林宏道

DS(Disarmament & Security)研究会は、軍縮・安全保障をテーマにした、原文を読み、自由に議論する有志の勉強会です。研究会は公開で広く参加を呼びかけています。次回開催は次の通り。

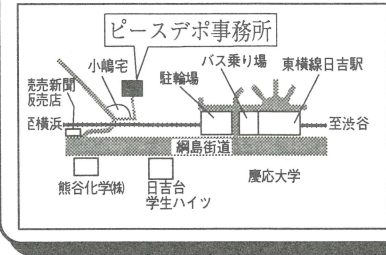
日時: 1998年7月12日(日) 午後2時~5時

会場: ピースデポ事務所

(東横線日吉駅下車徒歩7分)

会費: 1,000円(資料代含む)

連絡先: ピースデポ(担当: 笠本)



査。嘉手納飛行場の騒音状況把握など目的。

- 6月17日 外務省北米局長、降下訓練は米軍施設使用目的定めた5・15メモに反せずと発言。
- 6月17日 大田知事、基地問題訪米報告会。
- 6月19日 上原衆院議員、社民党を離脱。
- 6月19日 沖縄県議会、降下訓練について抗議決議を採択。
- 6月19日付 政府は、降下訓練について米側とあり方について協議していくことを明らかに。

沖縄のごよみ

◆7月12日 参院選投票日

◆11月 沖縄県知事選挙予定

読者のみなさんへ

宛名ラベルのメッセージについて

定期購読者には「(定)」が入っています。その他の方々も、定期購読して下さい。止める場合は、ご一報下さい。

お送りした号で誌代が切れるとき、「今号で誌代切れ、継続願います。」というメッセージが入ります。また、お送りした号がすでに前号以前に誌代切れになっているとき、「誌代切れ、継続願います。」というメッセージが入ります。

郵送による定期購読をお勧めします。月2回発行で、年間¥5,000-(6ヶ月¥2,500-)です。タイトルの下に記載した郵便振替口座でお振り込み下さい。

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

笠本丘生(ピースデポ)、川崎哲(ピースデポ)、田中利昌(ピースデポ)、中田眞里子(ピースデポ)、青柳絢子(ピースデポ)、佐藤毅彦(DS研)、大石芳野、西平等、梅林宏道